

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 開発事業等の手続（第2条～第15条）

第3章 特定開発事業における公共施設の整備基準等（第16条～第27条）

第4章 その他（第28条）

第5章 雑則（第29条～第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例（平成16年茅ヶ崎市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 開発事業等の手続

（建築に係る届出書）

第2条 条例第7条第1項の規定による建築計画の届出は、建築に係る届出書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の届出書には、別表第1に掲げる図書のうち付近見取図及び配置図を添付するものとする。

（<sup>あい</sup>狭隘道路に係る協議書）

第3条 条例第8条の規定による協議は、狭隘道路に係る協議書（第2号様式）により行うものとする。

2 前項の協議書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 別表第1に掲げる図書のうち付近見取図及び配置図
- (2) 後退用地相談票（第3号様式）
- (3) 道路の区域の境界線が確定している場合にあつては当該境界線を明示した図面、道路の区域の境界線が確定していない場合にあつては道路の現況を測量した図面
- (4) 公図（狭隘道路を介して後退用地の反対側の土地の公図を含む。）の写し
- (5) 土地の登記事項証明書

（事前届出書）

第4条 条例第9条の規定による特定開発事業の計画の届出は、特定開発事業事前届出書（第4号様式）によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書のうち特定開発事業の計画に応じて市長が必要と認めるものを添付するものとする。

(1) 別表第1に掲げる図書のうち次のもの

- ア 付近見取図
- イ 現況図
- ウ 土地利用計画図
- エ 造成計画平面図
- オ 造成計画断面図

- カ 求積図
- キ 配置図
- ク 各階平面図
- ケ 立面図

(2) 公図の写し

(3) 土地の登記事項証明書若しくはその写し又は土地の登記事項要約書

(4) 道路の区域の境界線が確定している場合にあつては、当該境界線を明示した図面

(平28規則53・一部改正)

(協議書)

第5条 条例第10条の規定による協議は、特定開発事業協議書（第5号様式）により行うものとする。

2 前項の協議書には、別表第2に掲げる図書を添付するものとする。

(標識の設置)

第6条 条例第11条第1項に規定する規則で定める標識は、第6号様式のとおりとする。

2 前項の標識は、特定開発事業を行う場所の見やすい場所に、条例第18条第2項の規定による通知を受けるまでの間設置しておかなければならない。

3 条例第11条第2項の規定による届出は、標識設置届出書（第7号様式）によるものとする。

4 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 標識の設置状況及び記載内容を確認することができる写真

(2) 標識を設置した場所を明示した図面

(住民への説明)

第7条 条例第12条第1項に規定する規則で定める事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 住民への説明は、説明会の開催により又は個別に行うものとする。

3 前項の規定により説明会を開催した場合において、近隣住民又は説明を求めた周辺住民が説明会に参加しなかったときは、特定開発事業者は、当該住民に個別に説明を行わなければならない。

4 前2項の規定により住民に個別に説明を行う場合において、当該住民の不在等により説明をすることができなかつたときは、当該説明の内容を記載した文書の送付をもって当該説明に代えることができるものとする。

5 前項に規定する文書には、特定開発事業者の氏名又は名称及び代表者、住所又は所在地、担当者の氏名、電話番号その他問合せのための連絡先並びに問合せの期限を明記するものとする。この場合において、当該期限は、当該文書の送付をする日から7日を経過する日以後の日とする。

6 特定開発事業者は、前項に規定する期限までに当該住民から何らの連絡もないときは、当該住民に説明をしたものとみなすことができる。

7 条例第12条第4項の規定による報告は、説明会等結果報告書（第8号様式）に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 近隣住民及び説明を求めた周辺住民の所有し、又は居住する土地又は建築物の位置を明示した図面

(2) 説明に際し住民に配布した図書

(確認申請書)

第8条 条例第14条第1項の規定による申請は、特定開発事業確認申請書（第9号様式）によるものとする。

2 条例第14条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請者の住民票の写し又は法人の登記事項証明書

(2) 公図の写し

- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 設計説明書（第10号様式）
- (5) 代理人を選任した場合にあっては、委任状
- (6) 別表第1に掲げる図書のうち特定開発事業の計画に応じて市長が必要と認めるもの  
（標識への記載）

第9条 特定開発事業を行う者（以下「特定開発事業者」という。）は、条例第15条第1項の規定による通知を受けたときは、確認を受けた日及び確認の番号を第6条第1項の標識に記載しなければならない。

（確認登録簿）

第10条 条例第15条第2項に規定する特定開発事業の計画の概要を記載した書面は、確認登録簿（第11号様式）とする。

- 2 確認登録簿には、特定開発事業確認申請書に添付された図書のうち付近見取図、公図、土地利用計画図及び配置図の写しを添付するものとする。
- 3 市長は、確認登録簿の整理その他必要があると認めるときは、確認登録簿の閲覧を一時中止することができる。
- 4 確認登録簿の閲覧をしようとする者は、確認登録簿閲覧申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 確認登録簿の閲覧をする者は、職員の指示に従って定められた場所で閲覧し、確認登録簿を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。
- 6 前項の規定に違反する者又は違反するおそれがあると認められる者に対しては、市長は、確認登録簿の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（平28規則53・一部改正）

（特定開発事業の計画の変更）

第11条 条例第16条第1項及び第6項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計者又は工事施行者の変更
  - (2) 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更
  - (3) 近隣住民又は周辺住民が新たに生じない変更
  - (4) 条例第3章第1節に規定する公共施設の設置に係る変更のうち次に掲げる変更以外の変更
    - ア 条例第22条に規定する道路の位置、形状又は幅員の変更
    - イ 条例第23条に規定する排水施設のうち管渠<sup>きよ</sup>の位置（下水の流路の方向に変更がある場合に限る。）、構造及び断面積の変更並びに専ら雨水を排除すべきます以外のますの数の変更
    - ウ 条例第24条に規定する公園等の位置、形状及び規模の変更
    - エ 条例第25条に規定する消防に必要な水利の位置、構造及び給水能力の変更
  - (5) 条例第3章第2節に規定する公益的施設の設置又は整備に係る変更のうち次に掲げる変更以外の変更
    - ア 条例第26条に規定するごみ集積所の位置の10メートル以上の変更
    - イ 条例第30条に規定する消防活動空地の位置の10メートル以上の変更
    - ウ 条例第32条に規定する自動車駐車場を特定開発事業区域外に新たに設置する変更及び特定開発事業区域外に設置した自動車駐車場の自動車の収納台数を増加する変更
  - (6) 条例第36条に規定する緑化に係る変更
- 2 条例第16条第1項後段の規定による届出は、標識記載事項変更届出書（第13号様式）によるものとする。
  - 3 条例第16条第5項において準用する条例第10条の規定による特定開発事業の計画の変更に係る協議は、特定

開発事業協議書により行うものとする。この場合において、別表第2に掲げる図書のうち当該変更をする事項に係るものを添付するものとする。

- 4 条例第16条第2項に規定する規則で定める事項は、別表第3に掲げる事項のうち当該変更をする事項に係るものとする。
- 5 第7条の規定は、条例第16条第2項の規定により近隣住民又は周辺住民に説明をする場合又は条例第16条第3項において準用する条例第12条の規定により近隣住民又は周辺住民となる者に説明をする場合について準用する。
- 6 条例第16条第5項において準用する条例第14条第1項の規定による申請は、特定開発事業変更確認申請書(第14号様式)によるものとする。この場合において、別表第1に掲げる図書のうち当該変更をする事項に係るものを添付するものとする。
- 7 条例第16条第5項において準用する条例第15条第2項に規定する特定開発事業の計画の変更の概要を記載した書面の作成は、当該確認登録簿に当該変更に係る事項を記載することによるものとする。前条第2項の規定は、この場合について準用する。
- 8 条例第16条第6項の規定による届出は、軽微な変更届出書(第15号様式)によるものとする。
- 9 前項の場合において、当該変更により当該特定開発事業に係る特定開発事業確認申請書の添付図書の記載事項に変更が生ずるときは、別表第1に掲げる図書のうち付近見取図並びに当該変更をする事項に係る変更前及び変更後のものを添付するものとする。前条第2項の規定は、この場合について準用する。

(工事完了届出書)

第12条 条例第18条第1項の規定による届出は、特定開発事業工事完了届出書(第16号様式)によるものとする。

(取やめ届出書等)

第13条 条例第19条第1項の規定による届出は、特定開発事業取やめ届出書(第17号様式)によるものとする。

2 条例第19条第2項の規定による届出は、特定開発事業取下届出書(第18号様式)によるものとする。

3 条例第19条第3項の規定による届出は、特定開発事業廃止届出書(第19号様式)によるものとする。

(名称等変更届出書)

第14条 条例第20条の規定による届出は、特定開発事業者名称等変更届出書(第20号様式)に当該変更があった事実を証する書類を添付して行うものとする。

2 特定開発事業者は、前項の届出書を提出したときは、速やかに第6条第1項の標識の記載事項を修正しなければならない。

(地位承継届出書等)

第15条 条例第21条第1項後段の規定による届出は、特定開発事業地位承継届出書(第21号様式)に当該承継した事実を証する書類を添付して行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定により承認を受けようとする者は、特定開発事業地位承継承認申請書(第22号様式)に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 当該特定開発事業区域内の土地の所有権その他当該特定開発事業に関する工事を施行する権原を取得した事実を証する書類

(2) 工事の施行状況に関する図書

(3) 別表第1に掲げる図書のうち付近見取図

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 条例第21条第1項の規定により地位を承継した特定開発事業者は、第1項の届出書を提出したときは、速やか

に第6条第1項の標識の記載事項を修正しなければならない。

4 条例第21条第2項の規定による承認を受けた者は、速やかに第6条第1項の標識の記載事項を修正しなければならない。

### 第3章 特定開発事業における公共施設の整備基準等

(道路に関する基準)

第16条 条例第22条第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の延長の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとすること。ただし、周辺の土地の地形及び利用の態様等によりやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

道路の延長	道路の幅員
100メートルを超えるとき	6メートル以上
100メートル以下70メートルを超えるとき	5メートル以上
70メートル以下35メートルを超えるとき	4.5メートル以上
35メートル以下のとき	4メートル(L字型の側溝を設ける場合にあつては、4.2メートル)以上

(2) 道路には、通行上支障のある構造物を設置しないこと。ただし、周辺の状況によりやむを得ないと市長が認めるものについては、この限りでない。

(3) 袋路状道路は、設置しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 道路の延長が35メートル以下のとき。

イ 道路の延長が35メートルを超える場合で、当該道路に特定開発事業区域外の道路からおおむね35メートルごとに及び当該道路の終端部に自動車の転回広場が設けられているとき。

ウ 道路の幅員が6メートル以上のとき。

エ アからウまでに準ずる場合で、周辺の状況により避難上及び車両の通行上支障がないと市長が認めるとき。

(4) 道路の縦断勾配は9パーセント以下とし、横断勾配は1.5パーセントから2パーセントまでとすること。ただし、周辺の土地の地形によりやむを得ないと認められる場合は、縦断勾配は、100メートル以下の区間に限り、1.2パーセント以下とすることができる。

(5) 前号ただし書の規定に基づき、道路の縦断勾配を9パーセントを超え、1.2パーセント以下とする区間にあつては、その表面に市長が別に定める措置を講じること。

(6) 幅員が9メートル以上の道路は、道路の幅員に応じ、次に定めるところにより、歩道を設置すること。

道路の幅員	車道の幅員	歩道の幅員
12メートル以上	7メートル以上	両側2.5メートル以上
12メートル未満9メートル以上	7メートル以上	片側2メートル以上

(7) 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差若しくは接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上のときを除く。)には、別表第4に定める長さの切取線を底辺とする二等辺三角形の部分を道路に含む隅切りを設けること。ただし、特定開発事業区域内の道路が特定開発事業区域外の道路と接続する場合において当該特定開発事業区域外の道路に幅員が2メートル以上の歩道が設けられているとき(当該歩道が当該特定開発事業区域内の道路と接続する側に設けられているときに限る。)は、この限りでない。

(8) 前号の規定にかかわらず、特定開発事業区域内の道路が特定開発事業区域の境界に位置する場合において、当該道路の特定開発事業区域外の道路と接続する箇所の両側に隅切りを設けることができないときは、別表第4に定める切取線の長さに1.5を乗じて得た長さの切取線を底辺とする二等辺三角形(特定開発事業区域の形状に

よりやむを得ないと市長が認める場合にあっては、三角形)の部分を道路に含む隅切りを当該特定開発事業区域内の道路の片側に設けること。

(9) 道路の表面は、全面を平坦で雨水を適切に排除することができる舗装とすること。

(平28規則53・一部改正)

(排水施設に関する基準)

第17条 条例第23条第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 排水施設は、次に定めるところにより、特定開発事業を行う区域(以下「特定開発事業区域」という。)の規模、地形、予定される建築物(以下「予定建築物」という。)の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出することができるよう管渠の構造を定めること。

ア 排水施設は、堅固で耐久性を有する構造とすること。

イ 排水施設は、コンクリート、硬質塩化ビニルその他の耐久性のある材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置を講ずること。

ウ 汚水管渠は、円形管とすること。

エ 公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置すること。

オ 公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径又は内のり幅は、20センチメートル以上とすること。

カ 排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

(ア) 公共の用に供する管渠の始まる箇所

(イ) 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所(管渠の清掃に支障がない箇所を除く。)

(ウ) 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍を超えない範囲内において管渠の管理上必要な箇所

キ ます又はマンホールの底には、専ら雨水を排除すべきますにあっては深さが15センチメートル以上の泥だめを、その他のます又はマンホールにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じて相当の幅のインバートを設けること。

ク 雨水(処理された汚水及びその他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを含む。)以外の下水は、暗渠によって排出することができるように定めること。

(2) 排水施設の管渠の勾配及び断面積は、計画雨水量及び計画汚水量を基に算定された流量の下水を有効に排出することができるようにし、次の式を満足させるように定めること。

$$Q=A \times V$$

$$V = \left( \left( 2.3 + \left( \frac{1}{n} \right) + \left( 0.00155 / I \right) \right) / \left( 1 + \left( 2.3 + \left( 0.00155 / I \right) \right) \times \left( n / \sqrt{R} \right) \right) \right) \times \sqrt{R \times I}$$

Q: 流量(単位 立方メートル毎秒)

A: 流水断面積(単位 平方メートル)

V: 流速(単位 メートル毎秒)

n: 粗度係数 陶管、コンクリート管渠、鉄筋コンクリート管渠等については0.013とし、硬質塩化ビニル管又は強化プラスチック複合管については0.010とする。

R: 径深 流水の断面積とその潤辺長の商

I: 勾配

ア 流量は、雨水管渠にあってはイにより算定した計画雨水量に対して10パーセントの余裕を、汚水管渠にあってはウにより算定した計画汚水量に対して次の表の左欄に掲げる管渠の直径の区分に応じ同表の右欄に定める範囲の余裕を、合流管渠にあってはイ又はウにより算定した計画雨水量及び計画汚水量に対して10パーセ

ントの余裕を見込んで算定すること。この場合において、円形管については満流として、矩形渠及び開渠については内のり高さの90パーセントとして算定すること。

管渠の直径	余裕の範囲
200ミリメートルを超え400ミリメートル以下のもの	100パーセントから80パーセントまで
400ミリメートルを超え700ミリメートル以下のもの	80パーセントから60パーセントまで
700ミリメートルを超え1500ミリメートル以下のもの	60パーセントから40パーセントまで
1500ミリメートルを超えるもの	50パーセントから30パーセントまで

イ 計画雨水量は、特定開発事業区域の規模、地形、予定建築物の用途、降水量等を勘案し、5年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて次により算定すること。

$$Q = (1/360) \times C \times I \times A$$

Q：計画雨水量（単位 立方メートル毎秒）

C：流出係数 次の表の左欄に掲げる地表面の種類（以下「工種」という。）ごとに同表の右欄に定める値と各工種の排水面積の積を算出し、当該算出した値の和を総排水面積で除して得た数値とする。

工種	流出係数
屋根	0.90
道路	0.85
その他の不透水面	0.75
間地	0.20

I：降雨強度（単位 ミリメートル毎時）

$$I = 5000 / (t + 40)$$

A：排水面積（単位 ヘクタール）

t：降雨継続時間（単位 分） 流入時間と流下時間の和。流入時間は一律7分とし、流下時間は実流速から算出する。

ウ 計画汚水量は、生活又は事業に起因し、又は付随する排水量及び地下水量により、次に掲げる地域及び区域別に算定すること。

(ア) 市街化区域のうち、(イ)に定める用途地域以外の地域及び市街化調整区域については、次により算出した量を合計した量とすること。

a 生活汚水量＝計画人口×1人1日時間最大生活汚水量

b 営業汚水量＝計画人口×1人1日時間最大営業汚水量

c 地下水量＝計画人口×1人1日地下水量

計画人口：直近の人口統計調査により算定した特定開発事業区域内の人口と次の表の左欄に掲げる区域及び用途地域の区分に応じ同表の右欄に定める人口密度に特定開発事業区域の面積を乗じて得た値とを比較していずれか大きい値とする。

区域及び用途地域	人口密度 (人/ヘクタール)
市街化 第一種低層住居専用地域	100.92

区域	第二種低層住居専用地域	125.36
	第一種中高層住居専用地域	122.19
	第二種中高層住居専用地域	162.71
	第一種住居地域	99.13
	第二種住居地域	115.26
	準住居地域	146.04
	近隣商業地域	192.77
	商業地域	150.19
	準工業地域	40.7
	工業地域	27.12
	工業専用地域	0
市街化調整区域		11.51

1人1日時間最大生活污水量：460リットル

1人1日時間最大営業污水量：30リットル

1人1日地下水量：35リットル

(イ) 市街化区域のうち準工業地域、工業地域及び工業専用地域については、次により算出した量を合計した量とすること。

a 生活污水量＝(ア) aに同じ。

b 営業污水量＝(ア) bに同じ。

c 地下水量＝(ア) cに同じ。

d 工場排水量＝面積×敷地率×1ヘクタール1日時間最大工場排水量

1ヘクタール1日時間最大工場排水量：70立方メートル

敷地率：次に掲げる値とする。

用途地域	敷地率
準工業地域	0.35
工業地域	0.60
工業専用地域	0.80

エ 計画雨水量及び計画污水量に対する流速は、1.0メートル毎秒から1.8メートル毎秒までとし、下流に向かうに従い漸増させること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、汚水管渠については0.6メートル毎秒から3.0メートル毎秒までとし、雨水管渠及び合流管渠については0.8メートル毎秒から3.0メートル毎秒までとする。

オ 円形管を使用する場合の管渠の最小管径は、汚水管渠については直径200ミリメートルとし、雨水管渠及び合流管渠については直径250ミリメートルとすること。

(3) 次の表の左欄に掲げる特定開発事業の目的に応じ、同表の中欄に定める対象区域の面積1ヘクタール当たり同表の右欄に定める容量の雨水を貯留することができる施設を特定開発事業区域内に設置すること。

特定開発事業の目的	対象区域	容量(単位 立方メートル)
1 建築物の新築(特定開発事業区域の全部が市街化区域に存する場合であって、当該特定開発事業区域の面積が3,000平方メートル以上5,0	特定開発事業区域	400



00平方メートル未満であるときに限る。)		
2 建築物の新築（次のいずれかに該当する場合に限る。） （1） 特定開発事業区域の全部が市街化区域に存する場合であって、当該特定開発事業区域の面積が5,000平方メートル以上であるとき （2） 特定開発事業区域の全部又は一部が市街化調整区域に存する場合であって、当該特定開発事業区域の面積が3,000平方メートル以上であるとき	特定開発事業区域	600
3 一戸建ての住宅又は自己の居住の用に供する住宅で自己の業務の用に供する事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの以外の建築物の新築（特定開発事業区域の面積が3,000平方メートル未満であるときに限る。）	特定開発事業区域	400
4 一戸建ての住宅又は自己の居住の用に供する住宅で自己の業務の用に供する事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものの新築（特定開発事業区域の面積が3,000平方メートル未満である場合であって、特定開発事業により新たに道路を設置するときに限る。）	特定開発事業区域内 に新たに設置する道路	400
5 一戸建ての住宅又は自己の居住の用に供する住宅で自己の業務の用に供する事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの以外の建築物の建築（新築を除く。以下この表において同じ。）（特定開発事業に係る建築の前後の予定建築物の敷地を比較してその面積が増加する場合であって、当該敷地のうち、増加する部分の全部が市街化区域に存し、かつ、当該予定建築物の建築後の敷地の面積が3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満であるときに限る。）	特定開発事業に係る 建築の前後の予定建築物の敷地を比較して増加する敷地	400
6 一戸建ての住宅又は自己の居住の用に供する住宅で自己の業務の用に供する事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの以外の建築物の建築（次のいずれかに該当する場合に限る。） （1） 特定開発事業に係る建築の前後の予定建築物の敷地を比較して敷地の面積が増加する場合であって、当該敷地のうち、増加する部分の全部が市街化区域に存し、かつ、当該予定建築物の建築後の敷地の面積が5,000平方メートル以上であるとき （2） 特定開発事業に係る建築の前後の予定建築物の敷地を比較して敷地の面積が増加する場合であって、当該敷地のうち、増加する部分の全部又は一部が市街化調整区域に存し、かつ、当該予定建築物の建築後の敷地の面積が3,000平方メートル以上であるとき	特定開発事業に係る 建築の前後の予定建築物の敷地を比較して増加する敷地	600

（4） 前号に規定する貯留能力を有する施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする。ただし、周辺の土地の地形等により雨水を地下に浸透させることが適当でないときは、この限りでない。

（平28規則53・一部改正）

（公園等に関する基準）

第18条 条例第24条第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

（1） 公園の位置は、特定開発事業区域内外の住民が災害時に避難しやすく、かつ、安全に利用することができる場所に、日照その他の環境を勘案して定めること。

- (2) 公園の敷地は、当該地域の住民が利用しやすくするため、次に定めるところによること。
- ア 1箇所当たりの面積は、150平方メートル以上とすること。
  - イ 公道に接し、平坦で著しい屈曲がなく、短辺の長さが10メートル以上で長辺の長さが短辺の長さの3倍以内の矩形とすること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (3) 公園には、別表第5に定めるところにより公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）を整備すること。
- (4) 公園の周囲には柵を設置し、車止めを設けた出入口を2箇所以上設置することとし、出入口のうち1箇所は、公道に接し、段差がなく、公園管理用の車両の通行が可能な構造とすること。
- (5) 緑地及び広場は、次に定めるところによること。
- ア 1箇所当たりの面積は150平方メートル以上とし、著しい狭長及び屈曲のない形状とすること。
  - イ 危険を防止するため、必要に応じ、周囲に擁壁又は柵を設置すること。
- (6) 公園、緑地及び広場には、公園施設以外の施設を設置しないこと。ただし、防火用貯水槽又は当該公園、緑地及び広場の周辺の土地の雨水を貯留するための施設を設置する場合は、この限りでない。

（ごみ集積所に関する基準）

第19条 条例第26条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみ集積所の位置は、収集作業車（積載量が2トンのものに限る。）の通行又は転回を容易に行うことができ、安全かつ円滑にごみの収集を行うことができる場所とすること。
- (2) ごみ集積所の面積は、1戸当たり0.3平方メートル（共同住宅等の住戸のうち1戸の専用床面積が29平方メートル未満で、かつ、浴室、便所及び台所（湯沸場その他調理の設備を有するものをいう。）を設けたものにあつては、0.15平方メートル）とすること。
- (3) ごみ集積所の構造は、次に定めるところによること。
- ア 間口以外を高さ1メートル以上の鉄筋コンクリート、コンクリートブロック等で囲み、床は、コンクリートとし、排水のための適度な勾配を付けること。
  - イ 有効間口は2メートル以上とし、奥行きは50センチメートル以上とすること。
  - ウ 間口は、奥行き以上とすること。
  - エ ごみ集積所に扉を設けるときは、扉の高さを2メートル以上とすること。
  - オ ごみ集積所に扉及び屋根を設けるときは、衛生及び安全保持のため換気装置及び照明器具を設置すること。ただし、市長が構造上換気及び照明の必要がないと認めるときは、この限りでない。
  - カ ごみ集積所の間口と当該間口の前の地盤面との段差は、5センチメートル以下とすること。

（平28規則53・一部改正）

（集会場に関する基準）

第20条 条例第27条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会場は、専用のもので設置すること。
- (2) 集会場の面積は、計画戸数に0.5平方メートルを乗じて得た面積に、25平方メートルを加えた面積（その面積が250平方メートルを超える場合にあっては、250平方メートル）以上とすること。

（平28規則53・一部改正）

（防犯灯に関する基準）

第21条 条例第28条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯灯は、おおむね2.5メートルの間隔で設置すること。
- (2) 防犯灯は、道路面から4.5メートル以上の高さの位置に設置すること。

- (3) 防犯灯は、エル・イー・ディー・ランプとすること。
- (4) 防犯灯は、道路面において5ルクス以上の照度を確保することができるものとする。

(平28規則53・一部改正)

(防災資機材等の保管施設に関する基準)

第22条 条例第29条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災資機材等の保管施設は、利用時の利便性を考慮した位置に設置し、他の施設と共用しないこと。
- (2) 防災資機材等の保管施設の面積(壁で囲まれた内側の部分の面積をいう。)は、4平方メートルに、計画戸数から50戸を控除した戸数に0.02平方メートルを乗じて得た面積を加算した面積以上とすること。
- (3) 防災資機材等の保管施設の天井の高さは、1.5メートル以上とすること。
- (4) 防災資機材等の保管施設の出入口の扉には、「防災備蓄倉庫」と表示すること。

(平28規則53・一部改正)

(消防活動空地に関する基準)

第23条 条例第30条第1項本文に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防活動空地に至る進入路は、次に定めるところによること。
  - ア 幅員は4メートル以上とし、勾配は15パーセント以下とし、消防活動空地との段差は10センチメートル以内とすること。
  - イ はしご付消防自動車容易に進入することができるよう街角には隅切りを設けること。
  - ウ 20トン耐荷重以上の強度を有すること。
  - エ 門、塀、電柱、架線、植栽、看板その他はしご付消防自動車の進入の妨げとなるものが存しないこと。
- (2) 消防活動空地は、次に定めるところによること。
  - ア 位置は、バルコニー、消防隊出入口、廊下等消防活動上有効な箇所にはしご付消防自動車のはしごが届く場所とすること。
  - イ 広さは、幅が6メートル以上で長さが12メートル以上とすること。
  - ウ 予定建築物が複数あるときは、1の予定建築物ごとに消防活動空地を1箇所設けること。ただし、1の消防活動空地によって2以上の予定建築物に対してはしご付消防自動車による消防活動が可能となる場合は、消防活動空地を1箇所とすることができる。
  - エ 縦断勾配及び横断勾配は、3パーセント以下とすること。
  - オ 周囲及び上空には、看板、架線その他の消防活動を妨げる障害物が存しないこと。
  - カ 地下には、ガス管、水道管等を埋設しないこと。ただし、20トン耐荷重以上の強度を有する場合は、この限りでない。
  - キ 「消防活動空地」と明記した標識を消防活動空地から5メートル以内の見やすい場所に設置するとともに、消防活動空地の範囲を標示すること。

2 条例第30条第1項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) バルコニーを進入経路とするときは、バルコニーの有効幅員は、0.6メートル以上とすること。
- (2) 避難器具を進入経路とするときは、避難器具は、固定式の金属製避難はしご又はこれと同等の機能を有するものとし、固定式の金属製避難はしごの取付部の大きさは縦及び横それぞれ0.7メートル以上とし、その操作は上階及び下階で行うことができるものとする。

(平28規則53・一部改正)

(自転車置場に関する基準)

第24条 条例第31条各項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自転車置場の位置は、路面等に明示すること。
  - (2) 自転車置場の広さは、1台当たり、幅が0.5メートル以上で長さが1.8メートル以上とすること。
- (自動車駐車場に関する基準)

第25条 条例第32条第1項及び第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車駐車場（機械式の駐車施設等特殊な装置を用いる駐車施設を除く。以下同じ。）の位置は、自動車を安全に駐車させ、及び入出場させることができる場所とし、路面等に明示すること。
  - (2) 自動車駐車場の広さは、1台当たり、幅が2.3メートル以上で長さが5メートル以上とすること。
- (荷さばき駐車場に関する基準)

第26条 条例第33条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 荷さばき駐車場の位置は、道路に接して設け、自動車を安全に駐車させ、及び入出場させることができる場所とすること。
  - (2) 荷さばき駐車場の広さは、幅が2.5メートル以上、長さが5メートル以上で高さが3メートル以上とすること。
- (前面道路に接する空地に関する基準)

第27条 条例第34条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前面道路に接する空地の表面は、全面を平坦で雨水を適切に排除することができる舗装とすること。

第4章 その他

(緑化に関する基準)

第28条 条例第36条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 植栽地に植栽する樹木の本数（植栽地に既存の樹木があるときは、これを算入することができるものとする。）は、次の表の左欄に掲げる樹木の区分に応じ、同表の右欄に定めるところによること。ただし、高木を植栽することが困難なときは中木又は低木を植栽することにより、高木及び中木を植栽することが困難なときは低木を植栽することにより代えることができるものとする。

植栽する樹木の高さ	1平方メートル当たりの本数
高木（3.5メートル以上のもの）	0.02本以上
中木（3.5メートル未満1.5メートル以上のもの）	0.06本以上
低木（1.5メートル未満0.3メートル以上のもの）	0.40本以上

- (2) 樹木を植栽した部分以外の部分は、地被植物類を植栽すること。
- (3) 植栽するときは、植物の成育に適した客土を使用し、高木及び中木には支柱を使用すること。

2 条例第36条第1項に規定する規則で定める部分は、予定建築物（同項に規定する予定建築物をいう。以下この条において同じ。）の敷地と道路との境界線（条例第34条の規定により空地を整備する場合にあっては、予定建築物の敷地のうち、空地以外の部分と空地との境界線）から水平距離が2メートルの線との間に存する敷地の区域とする。

3 条例第36条第1項に規定する規則で定める要件は、道路又は条例第34条の規定により整備する空地から見通すことができることとする。

4 条例第36条第2項に規定する規則で定める部分のうち、予定建築物の屋上に係るものは、樹木等が固定式の植栽基盤に植栽されている部分とする。

5 条例第36条第2項に規定する規則で定める部分のうち、予定建築物の外壁又は囲障に係るものは、30センチメートル以内の間隔でつる性植物を<sup>は</sup>這わせる部分とする。

(平28規則53・一部改正)

第5章 雑則

(公表等)

第29条 条例第41条第2項の規定による公表は、当該特定開発事業を行う場所の見やすい場所への第23号様式に定める標識の設置及び茅ヶ崎市公告式条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第48号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うものとする。

2 市長は、条例第41条第3項の規定により意見陳述の機会を与えるときは、当該公表に係る者に対し、意見陳述を行うべき期日までに相当の期間において、書面により通知しなければならない。

(報告書)

第30条 条例第42条に規定する報告は、状況報告書（第24号様式）によるものとする。

(立入調査員証)

第31条 条例第43条第2項に規定する身分を示す証明書は、特定開発事業立入調査員証（第25号様式）とする。

(申請書等の提出部数)

第32条 この規則の規定に基づいて市長に提出する書類の部数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第8条第1項又は第11条第6項の申請書及びこれらの添付図書については、正本及び副本それぞれ1部
- (2) 第5条第2項に規定する図書については、条例第10条各号（条例第16条第5項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に応じてそれぞれに必要な部数。この場合において、条例第10条第1号に規定する公共施設又は同条第2号に規定する公益的施設については、一の公共施設又は公益的施設をもって一の事項とする。
- (3) 前2号に掲げるもの以外のものについては、1部

附 則

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第53号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例（平成16年茅ヶ崎市条例第9号）第14条第1項（同条例第16条第5項において準用する場合を含む。）の規定によりされた確認の申請であって、この条例の施行の際、確認の処分がされていないものに係る確認の基準については、改正後の茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条から第4条まで、第8条、第11条、第15条関係）

(平28規則53・一部改正)

1 すべての特定開発事業の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	2,500分の1以上	縮尺 方位 道路 目標となる地物
現況図	500分の1以上	縮尺 方位 特定開発事業区域 公共施設及び公益的施設の位置、規模、形状及び名称 地盤高 道路の幅員
土地利用計画図	500分の1以上	縮尺 方位 特定開発事業区域 公共施設及び公益的施設の位置、形状及び名称 計画地盤高 予定建築物の用途、位置、形状及び敷地面積 植栽地の位置 道路の幅員
造成計画平面図	500分の1以上	縮尺 方位 特定開発事業区域 がけ又は擁壁の位置 切土又は盛土をする土地の部分 計画地盤高 地下配水管の位置及び構造 道路の位置、形状、勾配、幅員

		及び計画地盤高 表土の復元等の措置を講ずる部分 擁壁の位置、構造、高さ及び長さ
造成計画断面図	500分の1以上	縮尺 特定開発事業区域 切土又は盛土をする前後の地盤面 擁壁及びがけの位置
求積図	500分の1以上	縮尺 方位 道路及び水路の幅員 面積求積線 面積計算表
排水施設計画平面図	500分の1以上	縮尺 排水区域の区域界 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 汚水ます及び雨水ますの位置、形状及び構造 マンホール間の距離
排水施設標準断面図	50分の1以上	縮尺 排水施設の規格、寸法及び使用材 基礎の規格、寸法、使用材及び形状
排水施設縦断面図	100分の1以上	縮尺 特定開発事業区域 切土又は盛土をする前後の地盤面 マンホールの位置 管渠の勾配、土被り及び管底高
排水施設構造図	300分の1以上	縮尺 排水施設の名称、形状及び寸法 使用材の規格及び寸法
給水施設計画平面図	500分の1以上	縮尺 給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法 消火栓の位置

## 2 特定開発事業区域内の道路を設置する特定開発事業の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
道路標準断面図	100分の1以上	縮尺 道路の形状、断面及び幅員 切取面及び盛土面ののり勾配 路面及び路盤の構造 附帯構造物の位置
道路縦断面図	100分の1以上	縮尺 道路の総延長 測点間の距離 測点及び変化点の地盤高及び計画地盤高 道路の勾配
道路構造図	300分の1以上	縮尺 道路の形状及び寸法 使用材の規格及び寸法
防犯灯構造図	50分の1以上	縮尺 防犯灯の形状 使用材の規格及び寸法

## 3 特定開発事業区域内にがけがある特定開発事業の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
がけ断面図	500分の1以上	縮尺 がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類及びその地層の厚さ） 切土又は盛土をする前の地盤面 がけ面の保護の方法

## 4 擁壁を設置する特定開発事業の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
擁壁断面図	500分の1以上	縮尺 擁壁の寸法及び勾配 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質 基礎杭 <sup>（い）</sup> の位置、材料及び寸法

## 5 特定開発事業区域の面積が3,000平方メートル以上の特定開発事業の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
公園等求積図	250分の1以上	縮尺 方位 公園等の区域 公園等の面積求積線及び面積計算表

公園等平面図	200分の1以上	縮尺 方位 公園等の計画地盤高 道路の位置、形状、勾配及び幅員 植栽の位置、種類及び本数 公園施設の位置 擁壁の位置、構造、高さ及び長さ
公園等横断面図	200分の1以上	縮尺 公園等の断面 切土又は盛土をする前後の地盤面 切取面及び盛土面の勾配 擁壁の構造及び高さ 道路の位置、高さ及び幅員
公園施設構造図	50分の1以上	縮尺 公園施設の形状及び寸法 使用材の規格及び寸法
地下埋設図	200分の1以上	縮尺 方位 上水道、排水施設、電気配線、防火用貯水槽の位置及び形状

6 特定開発事業区域の面積が500平方メートル以上の特定開発事業の場合（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする場合を除く。）

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
消防水利平面図	200分の1以上	縮尺 方位 防火水槽及び消火栓の位置及び形状
消防水利施設構造図	100分の1以上	縮尺 防火水槽の容積、形状及び寸法 標識等の姿図 消火栓の形状、規格及び寸法

7 計画戸数を8戸以上とする建築物の建築をする目的で行う特定開発事業の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
ごみ集積所求積図	500分の1以上	縮尺 方位 ごみ集積所の区域 ごみ集積所の面積求積線及び面積計算表
ごみ集積所構造図	20分の1以上	縮尺 ごみ集積所の形状及び寸法 使用材の規格及び寸法

8 計画戸数が50戸以上で共同住宅等を建築する目的で行う特定開発事業の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
集会場平面図	200分の1以上	縮尺 方位 集会場の位置及び形状 集会場の延べ面積計算表

9 計画戸数を50戸以上とする建築物の建築をする目的で行う特定開発事業の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
防災資機材等保管施設平面図	200分の1以上	縮尺 方位 防災資機材等保管施設の位置及び形状 防災資機材等保管施設の延べ面積計算表
防災資機材等保管施設断面図	200分の1以上	縮尺 防災資機材等保管施設の床及び天井の高さ

10 予定建築物が共同住宅等又は官公庁施設、商業施設、娯楽施設若しくはこれらに類する施設を建築する目的で行う特定開発事業の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
自転車置場平面図	100分の1以上	縮尺 方位 自転車置場の位置及び形状

11 予定建築物の用途に共同住宅等の用に供する部分がある場合で、計画戸数が10戸を超える建築物を建築する目的で行う特定開発事業の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
自動車駐車場平	100分の1以上	縮尺 方位 自動車駐車場の位置及び形状

面図	上	
----	---	--

1 2 条例第2条第1項第2号イからオまでに規定する特定開発事業であって、予定建築物が自己の居住の用に供する住宅以外の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
荷さばき駐車場平面図	1 0 0 分の 1 以上	縮尺 方位 荷さばき駐車場の位置及び形状

1 3 条例第36条第1項各号のいずれかに該当する特定開発事業の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
緑化求積図	5 0 0 分の 1 以上	縮尺 方位 緑化の区域 緑化の面積求積線及び面積計算表
緑化平面図	5 0 0 分の 1 以上	縮尺 方位 植栽の位置、種類及び本数
緑化立面図	3 0 0 分の 1 以上	縮尺 予定建築物及び囲障の緑化予定面 植栽の位置、種類及び本数

1 4 建築物の建築を目的とする特定開発事業の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
配置図	2 0 0 分の 1 以上	縮尺 方位 敷地境界線 敷地内における建築物の位置 予定建築物と他の建築物との別 擁壁の位置 土地の高低 敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	2 0 0 分の 1 以上	縮尺 方位 予定建築物の間取 予定建築物の各室の用途 予定建築物の壁及び開口部の位置
立面図	2 0 0 分の 1 以上	縮尺 予定建築物の開口部の位置
断面図	2 0 0 分の 1 以上	縮尺 予定建築物の床の高さ 予定建築物の各階の天井の高さ 予定建築物の軒及びひさしの出 予定建築物の軒の高さ 予定建築物の高さ

備考

- 1 「立面図」は、2面以上とし、1面は道路側からとする。
- 2 「断面図」は、2面以上とする。

1 5 予定建築物の軒の高さが7メートル以上又は予定建築物の高さが10メートル以上の特定開発事業の場合

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
日影図	5 0 0 分の 1 以上	縮尺 方位 敷地境界線 敷地内における建築物の位置 建築物の各部分の平均地盤面からの高さ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条の2第1項の水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下「測定線」という。） 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線

別表第2（第5条、第11条関係）

（平28規則53・一部改正）

協議の項目	図書の種類
-------	-------



条例第 2 2 条に規定する道路	付近見取図 公図の写し 土地利用計画図 造成計画断面図 求積図 道路標準断面図 道路縦断面図 道路構造図
条例第 2 3 条に規定する排水施設	付近見取図 公図の写し 土地利用計画図 排水施設計画平面図 排水施設標準断面図 排水施設縦断面図 排水施設構造図
条例第 2 4 条に規定する公園等	付近見取図 公図の写し 土地利用計画図 公園等求積図 公園等平面図 公園等横断面図 公園施設構造図 地下埋設図
条例第 2 5 条に規定する消防に必要な水利	付近見取図 土地利用計画図 消防水利平面図 消防水利施設構造図
条例第 2 6 条に規定するごみ集積所	付近見取図 土地利用計画図 ごみ集積所求積図 ごみ集積所構造図
条例第 2 7 条に規定する集会場	付近見取図 土地利用計画図 集会場平面図
条例第 2 8 条に規定する防犯灯	付近見取図 現況図 土地利用計画図 防犯灯構造図
条例第 2 9 条に規定する防災資機材等の保管施設	付近見取図 土地利用計画図

	防災資機材等保管施設平面図 防災資機材等保管施設断面図
条例第30条に規定する消防活動空地	付近見取図 土地利用計画図 各階平面図 立面図
条例第31条に規定する自転車置場	付近見取図 土地利用計画図 各階平面図 自転車置場平面図
条例第32条に規定する自動車駐車場	付近見取図 土地利用計画図 各階平面図 自動車駐車場平面図
条例第33条に規定する荷さばき駐車場	付近見取図 土地利用計画図 荷さばき駐車場平面図
条例第34条に規定する前面道路に接する空地	付近見取図 土地利用計画図
条例第36条に規定する緑化	付近見取図 土地利用計画図 緑化求積図 緑化平面図 緑化立面図
条例第37条に規定する農業用水の保全	付近見取図 現況図 公図の写し 土地利用計画図 造成計画平面図 造成計画断面図 排水施設計画平面図 排水施設標準断面図 排水施設縦断面図 排水施設構造図

備考 「公図の写し」以外の図書については、その縮尺及び明示すべき事項は、別表第1に定めるとおりとする。

別表第3（第7条、第11条関係）

行為の区分	住民への説明事項	説明すべき内容
条例第2条第1項第2号に規定する開発行為及	関係者に係る事項	特定開発事業者、設計者、工事監理者及び工事施行者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名並びに電話番号
	工事の施行に関する事項	1 工事期間又は総工事日数 休日及び作業日の作業時間帯

び建築		2 残土等の搬出先 工事用車両の通行経路、運行時間（開始時刻及び終了時刻）、種類及び1日当たりの運行台数 3 仮囲い 仮設建築物の計画 防塵 <sup>じん</sup> 雨水対策 交通誘導員の配置 4 工事により隣接する家屋に対して生ずる影響の調査及びそれに対して講ずる措置 5 緊急時の連絡先（昼間及び夜間）及び現場責任者の氏名
条例第2条第1項第2号アに規定する開発行為	特定開発事業区域に関する事項	特定開発事業区域の地名地番、形状及び面積 代表的な目標物からの位置
	特定開発事業区域の対象法令等	都市計画及び建築協定の有無並びにこれらの内容
	予定建築物の概要	予定建築物の用途、規模及び計画戸数
	特定開発事業区域の土地利用の概要	1 道路計画 下水の処理方法及び排水経路 公園、緑地及び広場の位置及び規模 消火栓及び防火水槽の種別、位置及び規模 2 公益的施設の有無並びにこれらの位置及び規模
	造成の概要	切土又は盛土の有無 がけの高さ がけ面及びのり面の措置
条例第2条第1項第2号イからオまでに規定する建築	特定開発事業区域に関する事項	敷地の地名地番、形状及び面積 代表的な目標物からの位置 敷地全体の整備概要 予定建築物の位置及び隣接地との距離
	特定開発事業区域の対象法令等	都市計画及び建築協定の有無並びにこれらの内容
	予定建築物の概要	予定建築物の用途、計画戸数、建築面積、延べ面積、高さ、地上（地下）階数並びに構造及び基礎の種別
	特定開発事業区域の土地利用の概要	1 道路計画 下水の処理方法及び排水経路 公園、緑地及び広場の位置及び規模 消火栓及び防火水槽の種別、位置及び規模 2 公益的施設の有無並びにこれらの位置及び規模 3 駐車台数 自動車の出入口の位置
	電波受信障害	テレビジョン放送の電波の受信障害の予測 テレビジョン放送の電波の受信障害が発生した場合の具体的な対策
	日影の影響	予定建築物により生ずる日影の範囲

別表第4（第16条関係）

（平28規則53・一部改正）

（単位：メートル）

道路の幅員	4メートル以上6メートル未満	6メートル以上8メートル未満	8メートル以上10メートル未満	10メートル以上12メートル未満	12メートル以上
4メートル以上6メートル未満	4 3	4 3	4 3	4 3	
6メートル以上8メートル未満	4 3	6 5	6 5	6 5	6 5
8メートル以上10メートル未満	4 3	6 5	6 5	6 5	6 5

10メートル以上12 メートル未満	4 3	6 5	6 5	6 5	6 5
12メートル以上20 メートル未満		6 5	6 5	6 5	8 6
20メートル以上		6 5	6 5	6 5	8 6

備考 上段の数字は交差若しくは接続又は屈曲の角度が60度以下のとき、下段の数字は交差若しくは接続又は屈曲の角度が60度を超え120度未満のときの切取線の長さである。

別表第5（第18条関係）

（平28規則53・一部改正）

1 修景施設

次に定めるところにより樹木を植栽すること。

- (1) 樹木の本数は、次の表の左欄に掲げる樹木の区分に応じ、同表の右欄に定めるところによること。この場合において、当該公園に既存の樹木があるときは、これらの区分にかかわらず、これを算定した本数に算入することができるものとする。

植栽する樹木の高さ	1平方メートル当たりの本数
高木（3.5メートル以上のもの）	0.02本以上
中木（3.5メートル未満1.5メートル以上のもの）	0.03本以上
低木（1.5メートル未満0.3メートル以上のもの）	0.20本以上

- (2) 高木及び中木には、倒壊しないよう支柱を設けること。

2 休養施設

公園の面積の100平方メートル当たり1基以上のベンチを設けること。

3 遊戯施設

- (1) 公園の面積が200平方メートル未満のときは、遊具を3点以上設けること。  
(2) 公園の面積が200平方メートル以上500平方メートル未満のときは、4点以上の遊具を設けること。  
(3) 公園の面積が500平方メートル以上のときは、5点以上の遊具を設けること。

4 便益施設

- (1) 公園の面積が500平方メートル以上のときは、手洗場を設けること。  
(2) (1)に規定する手洗場の水栓器具は、その操作部から手を離すと自動的に止水するものその他これに類する構造のものとする。

5 管理施設

- (1) 公園の周囲を高さが1.2メートル以上の柵で囲むこと。  
(2) 公園の出入口に鍵付きの車止めを設けること。  
(3) 500平方メートル以上の公園には、200平方メートルにつき照明施設を1基設けること。  
(4) 散水栓を1箇所以上設けること。  
(5) 雨水を排除するための排水施設を設けること。

6 その他

休養施設、遊戯施設、便益施設及び管理施設は、耐塩性及び耐久性に優れた物を使用すること。